

気象・災害警報発令時の登校・授業について

1. 午前7時現在、「尼崎市」に以下の気象警報（危険警報及び特別警報も含む）および災害警報のいずれかが発令されている場合、午前中の授業は臨時休業とする。
レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報、
レベル3 高潮警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、
津波警報、大津波警報
2. 午前11時現在、気象・災害警報が解除されていない場合は、臨時休業とする。
3. 午前11時現在、気象・災害警報が解除されている場合は、13時05分 SHR の後、第5校時(13時20分)より授業を行う。
4. 定期考査期間中は、午前7時現在、「生徒が在籍している市町」に気象・災害警報発令の場合臨時休業とする。なお、休業となった日の考査は、考査最終日の次の日に実施する。
5. 長期休業中や週休日等の校内における教育活動については、この規定に準ずる。

(注1) 生徒の在住する地域に気象・災害警報が発令中の場合は、当該地域に在住する生徒のみ、上記1. 2. 3. に準じ、後日公欠扱いとする。

(注2) 登校後もしくは学校行事の際に気象・災害警報が発令された場合の対応は、別に協議して決める。

(注3) 本年度の「生徒が在籍している市町」は以下の通りである。

尼崎市、西宮市、伊丹市、川西市、宝塚市、三田市、猪名川町